

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル 藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

伊方原発2号炉訴訟 法廷圧す住民の気迫と正論

10月29日の朝、松山地裁玄関横に開廷を待つ人たちの列が並ぶ。約100キロメートルの道のりのある三崎町からかけつけた約50名の人たちはじめ、八西連絡協の住民がつぎつぎと到着する。早朝から座り込んでいる地元の松山はじめ、各地からの支援の人たちとの間で交流の輪ができる。四国電力など電力関係の人たちは全く見当らない。早朝から並んでいた人たちも傍聴券を譲り合って、住民の人たちともども、交代で入廷する。

10時30分すぎ、ほぼ定刻どおり開廷。はじめに、渡辺裁判長と国側代理人との間で、被告が総理大臣から通産大臣に変わったことについて、「承継するのですね」、「はい」といった問答があった。しかしその内容は、法律専門用語であつたりえに、ぼそぼそとした発声のため、ほとんど聞きとれなかった。

ついで立上った原告の西園寺さんが、「私たちはミカン作業でいそがしいから10月はじめに、と要望しておいたのに、裁判所が一方的に日取りを決めたのはどうしてか」と質問。裁判長は、「双方の都合を聞いてきめたので、都合悪ければ云ってもらえばよかった。職権ではあるが、勝手にきめることはしないと釈明。

さらに西園寺さんは、「いつの間にか、通

産大臣が被告になっているが、私たちには何の連絡もないのはどうしてか」と裁判長に説明を求めたことに始まり、以下のような問答が約1時間にわたって続いた。

裁判長「さっき被告側に確認したように、法律改正があつたので通産大臣に変わった」

西園寺「どんな法律がどう変わったのか、私たちには何の連絡もない」

裁判長「あなた方は、いわゆる「原子炉規制法」という法律に国が違反しているというので裁判を起しているのだから、その法律の改正があつたことぐらい勉強しておいてほしい」

西園寺「私たちはミカンを作ったり魚をとったりすることには通じているが法律のことはよく知らない。法律を知らないために住民はだまされ続けてきた。(7頁に続く)

伊方原発2号炉訴訟第3回公判

12月17日(月)午後1時半

松山地裁大法廷

前回中断となった訴状と準備書面(スリーマイル島事故を踏まえた住民の痛烈な告発)の“陳述”が、原告団の協同で展開される予定。

弁護士をたてずに

なぜ裁判を行なうか

伊方原発2号炉設置許可取消請求事件で、私たち原告は、弁護士をたてず本人訴訟ですすめている。弁護士をたてずにこの大きい裁判をすることについて、マスコミ関係の人や一部の人たちが、奇異に思い、なにか突びなことがおこるのではないかと、妙な期待をしているというが、それは全くの見当はずれである。

よく伊方2号炉の原告らは、1号裁判をよく傍聴したり、原発の危険性について、学習をしているので、ちょっとした弁護士の真似ごとぐらいできるのでは、という人もあるがそれはとんでもない話であり、私たちが弁護士の真似などできる筈がなく、又しようとも思わないのである。

しかし、裁判というものが、裁判官や弁護士だけでなければできないというのもおかしいと思う。というのは、本来裁判といふ、法律といふ、私たちのくらしのなかにあるべきと思うが、現在ではある特殊な世界、それは法曹界といってもよいのだが、この人達の占有物になっていて、専門的な人達が、専門用語をつかい、むつかしいルールによって進められ、私たち住民にはあまりにもわかりにくいものになっているのである。

そこでこんどの伊方2号炉取消裁判では、伊方原発1号炉に加え、伊方2号炉の被害もろにうけ、私たちの命にかんすることだから、まず私たちが十分理解でき、かつ裁判所にもよくわかってもらえる裁判を試みようではないかという声が、期せずしてあがってきた

のである。

私たちがみて、伊方1号炉の許可取消裁判ほど理路整然、条理をつくして原発の危険性を主張したものが他にあったらうか。しかしそれでも裁判に負けたのである。それはいくら条理をつくしても、裁判官に理解する能力がなければ、「猫に小判」になってしまうのである。さいわい、伊方2号炉は、スリーマイル島原発大事故をはじめ、わが国においても伊方1号炉など、伊方2号炉と同型の原発で、事故が続出している条件のもとに行なわれ、原発の危険性が現実的、常識的にいくらでも証明できるのである。もし裁判官が、私たちの訴えている主旨、つまり原発の危険性を直視し、原発の危険にさらされている地元住民を人間として扱うのであれば、裁判の帰すりは自づから明らかである。

裁判をおこした以上、裁判にぜひ勝ちたいことはいうまでもない。わかりやすい裁判を要求して、少々のハブニングがあるかも知れないが、私たちは、正々堂々と裁判をすゝめたいと願っているのである。

地元住民、いや民族の将来にかぎりない不安をもたらす原発について、一部専門家や学者だけに論議を委ねることはもう出来ない。この裁判は、専門家のウソを、素人の地元住民の智恵で暴く、暴くという言葉がよくないのであれば、国民の前に明らかにする。常識で立ち向う裁判でもある。

2号炉訴訟 準備書面 原告1

原告 川口寛之
他31名
被告 内閣総理大臣

右当事者間の御庁昭和53年(行ウ)第2号伊方発電所原子炉設置変更(2号炉増設)許可取消請求事件について、原告らは次のとおり弁論の準備をする。

昭和54年10月29日

松山地方裁判所民事第2部 御中

目次

はじめに

- 第1 スリーマイル島原発事故の恐怖
- 第2 推進をしてきた者もいまは、原発の安全性を信用していない
- 第3 スリーマイル島原発事故は、多重防護が崩れ、恐るべき共倒れ事故が起きた。
- 第4 原発従事者は地元住民より先に逃げた。
- 第5 伊方原子力発電所の事故と四国電力株式会社の反住民的態度について
- 第6 私たち国の安全点検を信用できない
- 第7 国は私たちを欺いてきた
- 第8 原子力発電所は絶対安全でなければいけない
- 第9 むすび

はじめに

私たちはもう10年以上も、伊方原子力

発電所1号炉に反対してきた者であります。さらに伊方発電所設置変更(2号炉増設)(以下伊方原発1号炉、伊方原発2号炉という)許可取消請求事件の原告でもあります。なぜこのように反対しなければならないかという、それは政治的意見のちがいで、イデオロギーによるものでも、四国電力株式会社(以下四国電力という)それ自体に反対するものでもありません。要は伊方原発2号炉が建設され、運転を開始いたしますと、現在運転中の伊方1号炉に加え、事故時平常をとわず放射能により、私たちの生命財産が絶対的に危険にさらされるからです。その理由は、私たちの常識からしても、又学問的にも十分認識されているところです。その反面、原子力発電所が「絶対安全」あるいは「ほとんど安全」などという、国や四国電力の論理は、常識的・实际的・学問的にも、私たちをとってはい納得させるものではありません。

以下、アメリカペンシルベニア州スリーマイルアイランド原子力発電所(以下スリーマイル島原子力発電所又はスリーマイル島原発という)でおきた重大事故をはじめ、わが国における加圧水型軽水炉でおきた主な事故もとりあげて、伊方原発2号炉の危険性を指摘しておきたいと思えます。

昭和54年3月28日、私たちが最も恐れ予見していたことが、幸か不幸か見事に適中し、スリーマイル島原子力発電所に重大事故が発生したのです。「見事適中した」といえますと、この事故が全く偶然か、あるいは

「ある信仰によって暗示でもうけたのか」と思われる人もあるかもしれませんが、決してそうではありません。私たち地元住民はここ10年来「原発が安全なもんなら、電力を多く使う大都会へたてよ」あるいは「原子力発電所は欠陥だらけだ。私たちをモルモットにするのか」と原子力発電所の危険性を強く訴えつづけてまいりました。しかし、この素朴ではあるが核心をついた訴えに対し、国や四国電力は、いままで少しも答えてくれません。なぜ答えられないのかというと、このことは常識的ではあるが合理性があり学問的論理がそなわっているからであります。よく原子力発電所の問題は、高度で専門的な問題であるからむつかしい、住民のような素人にはわかりにくいといわれてきました。裁判においても「専門的知識を要する高度な問題が多いから馴じまない」ともいわれてきました。確かに原子力発電所の機器の名称や材質、あるいは放射性物質の性能等については、わかりにくい点もありましようが、私たち地元住民にとって原子力発電所が、安全か危険かはきわめて常識的なわかりやすい問題なのです。

第1 スリーマイル原子力発電所の重大事故の恐怖

原子力発電所において、このような事故が起こることは予見をしていましたが、この事故をテレビや新聞で知った時、現実のものとなったことで「身の毛のよだつような」恐怖におそわれたのであります。新聞紙上はどれもこれも、「炉心溶融」「空だきの危険性」「燃料棒の破壊」「水素ガスの大量発生と大爆発の危険性」「役にたたないECCS」。

この事故を聞いて、本件原告の1人である

奥本素松は「こんな事故が伊方原発でおこると思うと、足がふるえてならなかった。そうならわしらのところは生地獄よ」こう言っていました。この老人の訴えに否と答えられる者が1人でもいるでしょうか。もし、いたしたら教えてもらいたいものであります。

昭和54年9月に発行された、少年朝日年鑑は、スリーマイル島原子力発電所の事故のもよみを、小学生に理解しやすいよう次のように書いています。「1979年3月28日午後6時(日本時間)アメリカペンシルベニア州スリーマイル島原発で起った事故は、原子力発電30年の歴史上最悪の、放射性物質を空中に放出したものであった。事故は2つある原子炉のうち2号炉でおきた。2次冷却水を送り出すポンプが停止し、1次冷却水の圧力がグングン上った。係員は緊急の手引書にしたがって、原子炉を緊急停止させたが、まもなくドカンという大きな衝撃とともに、2号炉に隣接する補助ビルから放射性物質を含んだ蒸気が噴き上ったのである。当時働いていた約60人の作業員は、クモの子を散すように逃げだした。事故は28日にとどまらず、落ち着きそうにみえた30日にも起った。再び炉に振動が起こり、放射性蒸気が噴き出したのである。この事故で原発の上空は1200ミリレムという高濃度放射能で汚染された。州政府はこの事態を重く見、非常事態を宣言、スリーマイル島原発から、8キロ以内の乳幼児や妊娠している女性を避難させ、学校を閉鎖した。カーター大統領やソーンバーグ州知事は、周辺合計95万人といわれる住民の総避難まで考えていたといわれている」と明記しています。

又、新聞等の報道によれば、スリーマイル

島原子力発電所に近いミドルタウンの街では、家財を満載した車が行き交い、「風上」へ先を争って脱出しようとして、パニック状態が起ったということです。又火の消えた街中からは、自分で逃げだすことができず置き去りにされた、老人や貧者たちの、助けを求める非痛な叫び声が、あちこちから聞えていたというのです。

私たちの住んでいる西宇和郡や八幡浜市は、ペンシルベニアとは遠くはなれています。しかしスリーマイル島原子力発電所と同型の、伊方原子力発電所1号炉、および2号炉がすぐそこにある限り、ペンシルベニア州の原子力発電所事故が他所事とはいえません。明日にも、いや今日にもあのような事故が起こることを覚悟しなければならないのであります。こうした私たちの不安は、感情や作為や思いすごしでは決してありません。スリーマイル島原子力発電所事故が起ったことで実証され、きわめて常識的・現実的・合理的な考え方であり、このことは何人も否定することは出来なくなっているのです。

第2 推進してきた者もいまは、原発の安全性を信用していない

伊方原子力発電所の所在する、西宇和郡伊方町の山本町長は、大の安全論者であり大の推進論者でありました。そして昭和44年以来、地元住民の反対を押切って、伊方原子力発電所の推進をはかってきた人物の1人です。昭和45年頃、伊方町では町の各所に「原発は安全無害、放射能は一滴も出ない」と大書した町の宣伝ビラが貼り出されていました。又山本前町長はある新聞に対し、「原発は絶対安全である。反対は無知からく

るものであり、特定のイデオロギーをもつ者におどらされている」ときめつけていた程であります。しかしその山本前町長もスリーマイル島原子力発電所でおきた事故では恥も外聞もなく、昭和54年4月19日、それまでは無知とさげすんできた反対住民の前で「原発の安全性は崩れた」と悲痛な告白をするに及んだのであります。

又、白石愛媛県知事も、山本前町長同様、大の安全論者であり強力な推進論者でありました。この白石知事は昭和48年5月28日付の愛媛新聞によると、公聴会にかんする質問に答えたなかで「とにかくこの種のもは反対のための反対や感情的なもので、言論暴力的な方向に走りがちであり、みんなが納得出来る秩序ある運営をしてもらいたい。それが出来れば、無知からくる恐怖感や反対がなくなるのではないか」と反対する者を無知といわんばかりに言われているのであります。しかし、その白石知事も、昭和54年5月8日、県防災検討委員会の席上で挨拶を行い、スリーマイル島原子力発電所の事故について「アメリカの事故に関し、県としてどう対処したらよいか思案にくれている」と全く無責任きわまりない言葉をはいているのです。その後昭和54年8月、それまでは地域住民に被害を及ぼすような事故は起り得ないとして、防災計画らしいものもなかったのですが、西宇和郡、八幡浜市は勿論、一挙に大洲市、喜多郡、東宇和郡まで対象区域を拡大した計画を急ぎよ立てました。このことからみても、白石知事は、スリーマイル島原子力発電所並みの事故、あるいはそれ以上の事故が、伊方原子力発電所にも起こると考えたから、こうした防災計画を新たにつくりなおしたといえ

るでしょう。

このように、原子力発電の推進をはかってきた県内を代表するお2人が「安全性」について大転換をせられたぐらいでありますから、この地方で推進をしてきた人でも、伊方原子力発電所の安全性を信用する者はまずないと言っても過言ではありません。

第3 スリーマイル島原発事故は多重防護が崩れ、恐るべき共倒れ事故が起きた

スリーマイル島原発の今回の事故は、2次冷却系のろ過器の不調に端を発し、主ポンプ2機が同時停止を招き、しかもバルブの開き忘れという初歩的なミスによって、補助ポンプも動かず、1次冷却水の冷却不能から、その高温・高圧化を招いてしまったのです。そして圧力逃し弁が自動的に開いたものが、閉じないという事故、ECCSの適切でない性能、不正確な計器類、これが操作員の誤った判断となりこれらの要因が重なって、1次冷却水が急減し、核燃料棒の冷却不能となってしまったのです。しかも水素ガスの発生と小爆発がおこり、燃料棒は破壊されて中の放射能が大量に漏れ、蒸気発生器をこわしました。さらに大量に発生した水素ガスや希ガスが燃料棒の冷却を妨げましたが、これを除去する装置はなく、水素ガス爆発という最悪の事態に立ち至ろうとしたのであります。

そこで私たちがどうしても理解できないのは、異常事態が起きれば、フェイル・セイフや多重防護の考え方で設計され、つくられているはずのものが、なぜ機能しなかったのかということです。私たちの見るところでは、スリーマイル島原発の事故は、多重防護とい

うものがもろくも崩れ、私たちのもっとも恐れていた共倒れ事故が現実のものとなってしまったのです。又炉心から速くはなれた2次冷却系の小さな故障が起爆材となって、重大事故が起っておりますが、国側ではこの事故は起り得ない、つまり想定不当事故として伊方原発2号炉許可のさいの安全審査にも取り上げられていなかったものです。こうした国側のズサンな審査は、伊方原発2号炉が安全であるという根拠を自から覆してしまったのです。

第4 原発従事者は地元住民より先に逃げた

スリーマイル島原発の事故の際、少年朝日年鑑によれば、「3月28日、1次冷却水の圧力がグングン上った。係員は緊急の手引書にしたがって、原子炉を緊急停止させたが、まもなくドカンという大きな衝撃とともに、2号炉に隣接する補助ビルから、放射性物質を含んだ蒸気が噴き上ったのである。当時、働いていた約60人の作業員は、クモの子を散らすように逃げ出した」とこう書いています。

もしこのような事故が、伊方原発で起きた時、重大事故についての情報を一番よく知っている従事者が逃げ出したら、周辺監視区域のすぐそばで農作業をしている者や、原発の周辺海域で漁業に従事している者は、警報も聞こえず、逃げる方法もないのであります。このことは、原告井上常久、同じく鎌田建一郎の準備書面で明らかにしているように、原発と運命を共にしなければならない者はいち早く逃げ、守らなければならない地元住民の生命や財産が原発と運命を共にしなければな

らないとすると、一体どうなるのでしょうか。しかも万一、事故の情報を私たち住民が早く知って、いち早く逃げたとしても、放射能の被害を避けることは決して出来ないでしょう。私たち住民は原発や国のモルモットではないのです。

四国電力の伊方原発の従事者も、勿論人命第一であることにはちがひありません。地元住民より先に逃げることも許されませんが、原発の事故と運命を共にさせることも許されないことです。最近、原子力関係者の間に、半ば公然と、原発に従事する者は、特攻隊精神、つまり死を覚悟して働くことが要求されておりますが、如何なる理由があれば絶対に許されないとあります。

(以下次号に続く)

(1頁から続く)

被告が変わったこととその理由ぐらい通知するべきでないのか」

裁判長「これまでの原子炉設置の手続きに一貫性が欠けていたために法律改正をやったのだろう」

近藤(原告)「いまの裁判長の発言は重大だ。手続きの不備を裁判長が認めたと受取っていいのか」

裁判長「いやいや、法律改正の主旨を伝えただけだ。被告の方で何か説明は？」

国側代理人「その通り。丁度ここに改正を告示した官報があるのでお見せする」

奥本(原告)「裁判長。私たちには、発言の時は名前を言えと注意しておきながら、国側には何の注意もしないのは片手落ではありませんか」

国側代理人「失礼しました。高松法務局の福留です」

西園寺「こんな官報を急に渡されても何もわからん。提出するのなら証拠として、原告全員に渡すようにしてほしい」

裁判長「時間もたつので被告の説明を聞いてこの問題を終わりたい」

福留「原子炉設置の手続きの一貫性をもたすため法律を改正し、商業用原子炉については、これまで許可したのもも含め通産大臣に権限が移されたので被告も変わった」

ようやく訴状の陳述に入ったが、その冒頭に西園寺さんは、別項の「なぜ弁護士も立てずに裁判をやるのか」という、原告団の真意をのべた文章を読みあげた。困難があっても、誰にでも解る裁判をやり通すのだという決意が、ひしひしと感じられる。

訴状(1978年6月9日提出、「訴訟ニュース」58号に全文掲載)の前半を陳述した西園寺さんは、スリーマイル島(TMI)原発事故を引用しつつ、危険なものを安全と言いくるめた国や四電のでたらめさと、2号炉設置についても、一度も相談を受けたことはなく、誰にも権限を委任したこともないままに許可されたことの不当性を、住民の言葉で訴えた。

ついで後半部を近藤さんが陳述を始めて間もなく、裁判長は、「ここで昼休みとするが、午後は2時までには終わってほしい」と宣言。

驚いた原告団は口々に、「開廷前の書記官との打合せでは、一日中、今日提出したTMI事故に関する準備書面(別項参照)も含めて陳述することになっていた」と、裁判長に抗議。しばらく問答は続いたが、裁判長は、「はじめから午前中で終る予定だった。あとに別の裁判もあるので2時で打切る」と宣して退場。怒った原告たちは書記官席につめより

書記官から、「2時とは云わなかった。一日中といっても裁判所は5時までですよと云った」との確言をとる。

午後の開廷と同時に原告団は、「あとに裁判がある」と云われたが、廊下の名札には出ていないではないかと裁判長に抗議。あわてた裁判長は「裁判があるとは云わなかった」と苦しい弁明をしたが、たちまち激しい抗議に会う。裁判長は、「3時まで延長するから始めてほしい」と要請したが、原告団は、「私たちは裁判所を信用して裁判を起こした。原告団全員と裁判所を代表した書記官との間で約束したことを裁判所が守らないようでは、とても裁判はできないではないか」と、くり返し裁判所の理不尽さを追及した。

合議後再開された法廷で、裁判長は、「やはり3時まで」と宣告。原告団は、口口に、「みんな出て相談しよう」と、一斉に退廷。残された裁判長らは、被告席に向かって「今日はこれまで」と云い残して退廷してしまう。

法廷外で協議していた原告団は、一方的な閉廷に驚いたが、原告団全員で裁判長らに抗議に行くことをきめ裁判官室に向った。一時間ほどの話し合いを終って、待機していた支援の人たちのところに出てきた原告団は、つぎのように報告した。

「3人の裁判官は、そろって原告団全員と話し合ってくれた。原告団が、裁判所を信用したいという一念から、あくまで約束を守ることに固執したことについては、裁判官らも諒解していた。裁判長から、弁護士もいないので連絡などに手落ちのあったことを認める旨の実質的な陳謝があり、12月17日に、今日の続きをやることで合意した」と。自信を深めた原告団の顔は明るかった。(Q)

年末カンパを訴えます

大飯、高浜、美浜などでの相つぐ事故の発生や、これまでの原発推進に赤信号をかかげたケメニイ委員会(米大統領のスリーマイル島事故調査委員会)の報告書の発表などで、わが国の原発推進派も動揺を続けています。推進派と最も深く切り結んでいる伊方訴訟の役割は、ますます重要となるでしょう。被告の国側は、「伊方ではスリーマイル島のような事故は起らない」と、あわれな居直りしか示せない有様です。2号炉訴訟で奮闘する原告団と呼応して、国側に痛撃を与え、高裁の裁判官にも事の重大さを認めさせる準備書面の作成も進んでいます。

物価高と諸事多難な折ですが、年末カンパへのご協力を訴えます。(事務局 久米)

会計報告

('79.10/19~11/15)

収 入

会 費	36,000
ニュース購読料	40,750
カンパ	30,000
コピー代金	16,000
計	122,750

支 出

ニュース印刷代	10,000
郵送料	6,860
振替手数料	560
弁護士総会援助費	135,600
コピー料金	49,400
資料費	1,680
計	204,100

差 引

借入金合計	473,074
-------	---------